

平成 2 8 年 5 月 1 2 日

第 1 回 大垣市議会臨時会議案

目

次

- 議第 5 0 号 大垣市固定資産評価員の選任について
- 報第 3 号 専決処分の報告並びにその承認について
- 報第 4 号 専決処分の報告並びにその承認について

議第50号

大垣市固定資産評価員の選任について

地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、次の者を大垣市固定資産評価員に選任したいので、議会の同意を得るものとする。

平成28年5月12日 提出

大垣市長 小川 敏



田中 伸司

報第3号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものとする。

平成28年5月12日 提出

大垣市長 小 川 敏

専第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成27年度大垣市競輪事業会計補正予算（第2号）

平成27年度大垣市の競輪事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,644,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月29日 専決

大垣市長 小 川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1. 競輪事業収入		12,844,000	800,000	13,644,000	
	1. 競輪事業収入	12,844,000	800,000	13,644,000	
歳入	合計	12,844,000	800,000	13,644,000	

歳出		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1. 競輪事業費		12,764,000	800,000	13,564,000	
	1. 総務管理費	115,400	160,000	275,400	
2. 競輪開催費		12,648,600	640,000	13,288,600	
歳出	合計	12,844,000	800,000	13,644,000	

平成27年度大垣市競輪事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 1. 競輪事業収入

(項) 1. 競輪事業収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 車券発売収入	12,500,000	800,000	13,300,000	1. 車券発売収入	800,000	
計	12,844,000	800,000	13,644,000			

2 歳 出

(款) 1. 競輪事業費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				事業収入		区分	金額	
2. 諸費	32,900	160,000	192,900	160,000		25. 積立金	160,000	競輪事業施設等整備基金積立金
計	115,400	160,000	275,400	160,000				

(款) 1. 競輪事業費

(項) 2. 競輪開催費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				事業収入		区分	金額	
1. 業務費	2,770,200	40,000	2,810,200	40,000		19. 負担金補助及び交付金	40,000	累計 1,158,500 場外競輪事務協力費負担金 24,000 J K A 交付金 16,000
2. 払戻金	9,375,000	600,000	9,975,000	600,000		23. 償還金利子及び割引料	600,000	払戻金
計	12,648,600	640,000	13,288,600	640,000				

報第4号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものとする。

平成28年5月12日 提出

大垣市長 小川 敏

専第5号

大垣市税条例等の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、大垣市税条例等の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日 専決

大垣市長 小川 敏

大垣市税条例等の一部を改正する条例

（大垣市税条例の一部改正）

第1条 大垣市税条例（昭和25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項第1号を次のように改める。

(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）

第42条の3中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第42条の9中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第141条の2第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

第151条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33

項又は第34項」に改める。

附則第8条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第7項を第13項とし、第6項を第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条第42項（固定資産税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第8条の2中第5項を第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第8条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第13条の2の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第42項の条例で定める割合）

第13条の3 法附則第15条第42項（都市計画税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第14条及び第15条中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第16条中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

（大垣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大垣市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第80条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第80条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第80条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第80条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大垣市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第8条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第8条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第8条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第8条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第8条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第8条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新条例附則第8条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年

度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第13条の3の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。